

平成30年

第18回教育委員会会議  
議案

秋田県教育委員会



議案第四十九号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案  
 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則  
 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)                      第三十七条の三 略</p> <p>(宿日直手当の額)                      第六十四条 第六十三条各号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p> <p>一 第六十三条第一号の勤務にあつては、<u>四千四百円</u>                      二 第六十三条第二号の勤務にあつては、<u>六千百円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(端数計算)                      第六十八条の九 略</p>	<p>(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)                      第三十七条の三 略</p> <p>2 条例附則第二項に規定する特定職員(前項第二号又は第三号に掲げる職員に限る。)について、育児休業条例附則第四項及び第六項の規定により読み替えられた条例附則第二項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該算出率を乗じて得た額とする。</p> <p>(宿日直手当の額)                      第六十四条 第六十三条各号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。</p> <p>一 第六十三条第一号の勤務にあつては、<u>四千二百円</u>                      二 第六十三条第二号の勤務にあつては、<u>五千九百円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(端数計算)                      第六十八条の九 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一 条例附則第二項第五号に規定するその基準日現在において同</p>

項の特定職員が受けるべき給料月額（条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（条例附則第二項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第四号に規定するその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第一号の給料月額減額基礎額をいう。以下この号において同じ。））（条例第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に第六十七條の五第二項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（条例附則第二項第六号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第一号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額））

#### 附則

第四条 一般職員の基準号給数は、第二十九條に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- 一 勤務成績が特に良好である一般職員 五号給以上（条例第六條第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以上）

二・三 略

第七條 附則第四條第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数のうち四を超える部分に係る号給数（条例第六條第七項の規定の適用を受ける一般職員に係る号給数を含む。）の合計は、教育委員会の一般職員の職員数等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

#### 附則

第四条 一般職員の基準号給数は、第二十九條に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- 一 勤務成績が特に良好である一般職員 六号給以上（条例第六條第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以上）

二・三 略

第七條 附則第四條第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の

合計は、教育委員会の一般職員の職員数等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

(条例附則第二項の減ずる額の計算)

第八条 給与期間(第四十七条に規定する給与期間をいう。以下同じ。)の中途において、条例附則第二項に規定する特定職員(以下単に「特定職員」という。)以外の者が特定職員となつた場合又は特定職員が特定職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五十条各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第二項各号(第五号及び第六号を除く。)に定める額に相当する額は、当該月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第九条 条例附則第二項第二号に規定する地域手当の月額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

第八条 略

第十条 略

別表第9 昇格時号給対応表(第24条関係)

別表第9 昇格時号給対応表(第24条関係)

イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
103	65		
略	略		
109	66		
110	66		
略	略		
115	67		
116	67		

略

略

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
103	66		
略	略		
109	67		
110	67		
略	略		
115	68		
116	68		

略

略

117	<u>67</u>		
略	略		
121	<u>68</u>		
122	<u>68</u>		
123	<u>68</u>		
124	<u>68</u>		
125	<u>69</u>		
略	略		

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
118	<u>61</u>		
略	略		
123	<u>62</u>		
124	<u>62</u>		
略	略		
128	<u>63</u>		
129	<u>63</u>		
130	<u>63</u>		
略	略		
133	<u>64</u>		
134	<u>64</u>	略	
135	<u>64</u>		略
136	<u>64</u>		
略	略		
139	<u>65</u>		
140	<u>65</u>		

117	<u>68</u>		
望	望		
121	<u>69</u>		
122	<u>69</u>		
123	<u>70</u>		
124	<u>70</u>		
125	<u>71</u>		
略	略		

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
118	<u>62</u>		
略	略		
123	<u>63</u>		
124	<u>63</u>		
略	略		
128	<u>64</u>		
129	<u>64</u>		
130	<u>64</u>		
略	略		
133	<u>65</u>		
134	<u>65</u>	略	
135	<u>65</u>		略
136	<u>65</u>		
略	略		
139	<u>66</u>		
140	<u>66</u>		

141	65		
略	略		
145	66		
146	66		
略	略		
151	67		
略	略		

ハ 略

二 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略	略			
58	33			
59	34			
60	34			
61	35			
62	35			
63	36	略	略	略
64	36			
65	37			
66	38			
67	39			
略	略			

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

141	66		
略	略		
145	67		
146	67		
略	略		
151	68		
略	略		

ハ 略

二 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略	略			
58	34			
59	35			
60	36			
61	37			
62	37			
63	38	略	略	略
64	38			
65	39			
66	39			
67	40			
略	略			

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十七条の三第二項及び第六十八条の九第二項を削る改正規定並びに附則の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第六十四条及び別表第九の規定は、平成三十年四月一日から適用する。  
（現行の規則の廃止）
- 3 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 一 平成十七年改正条例附則第二項の規定による市町村立学校職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十七年秋田県教育委員会規則第三十九号）
  - 二 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第七号）
  - 三 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項から第八項までの規定による給料を定める規則（平成二十七年秋田県教育委員会規則第十一号）
  - 四 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例を定める規則（平成二十八年秋田県教育委員会規則第十五号）  
（経過措置）
- 4 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会と協議して別に定めるところにより号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。  
平成三十年十二月二十七日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正に伴い、昇格時の対応号給及び宿日直手当の支給額を改定するほか、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 議案第 49号 参考資料

### 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

#### 1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正に伴い、昇格時の対応号給及び宿日直手当の支給額を改定するほか、所要の規定の整理を行う必要がある。

#### 2 改正内容

- (1) 宿日直手当について、勤務1回に係る支給額を通常の宿日直勤務にあつては4,400円（現行4,200円）、管理又は監督の業務その他特殊な業務を行う場合にあつては6,100円（現行5,900円）に引き上げることとする。（第64条関係）
- (2) 給料表の改定に伴い、職員を昇格させた場合においてその者が受けることとなる号給を改めることとする。（行政職給料表を除く。）（別表第9関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

#### 3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとする。ただし、2(3)は、平成31年1月1日から施行することとする。
- (2) 改正後の2(1)及び(2)の規定は、平成30年4月1日から適用することとする。
- (3) この規則の施行に関し、所要の経過措置を規定することとする。